

○ 財務省告示第三百十二号  
平成十六年九月二十九日付  
行条件等を次条第十五條第十一項の規定に基づき、大蔵省の成  
立する。政府短期証券の規則へ平成十一年大蔵省の成

國庫短期財務証券(第四百八十二回)麻生太郎

二 一 発令  
の法律発行號名稱及び記  
項及の根拠そ拠

四 三 二 一  
發行方法 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財  
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政  
め別つ入札に以を機用「振替法」へ平成十三年法律第  
る参て札發によ下競争は受けけるも日本銀行の  
も加、と行の者財同一にご務時といふに臣行。發行  
にと大にいふに応がわ。行募各れ及「札わする。  
へ限國るび価「れ。の以度債入価格とる。そ規  
下額市札格競い入の定。

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	發	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 円 四 四 五 万 千 万 兆 円 百 六 三 六 千 千 十 円 百 九 二 億 八 九 八 千 七 百 九 八 千 万 五 千 十	額 三 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で で 四 五 千 兆 百 三 七 千 七十 億 百 八 千 万 五 千 十	額 三 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で で 四 五 千 兆 百 三 七 千 七十 億 百 八 千 万 五 千 十	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 九	九	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 發	振 替	
込 期	札 參	所 支	金 金	還 期	入 価	・ 別	債 格	札 行	單 位	
日 加		支 払	額 額	限 限	競 發	I 競	市 場	競 價		
平 成 二 十 六 年 九 月 二 十 九 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う つ 。 そ が き の 百 円 た 者	額 面 金 額 と 、 き は 年 、 期 月 、 銀 行 翌 休 業 業 日 に	償 還 期 限 償 入 札 格 競 發 競 I 競 價 場 市 格 價	當 た し と 、 七 年 一 月 八 日 休 業 業 日 に	平 成 大 額 百 厘 百 三 毛 以 九 上 九 十 九 れ ぞ 九 れ	十 九 面 面 錢 額 百 五 毛 以 九 上 九 十 九 れ ぞ 九 れ	額 額 募 七 格 厘 五 毛 以 九 上 九 十 九 れ ぞ 九 れ	額 額 錢 額 百 厘 五 毛 以 九 上 九 十 九 れ ぞ 九 れ	額 額 錢 額 百 厘 五 毛 以 九 上 九 十 九 れ ぞ 九 れ

十額の十額 平す額の振  
九面應九面 成るの記替  
錢金募錢金 二。整載法  
九額価七額 十数又の  
厘百格厘百 六倍は規  
三円五円 年の記定  
毛に毛に 九年金録に  
つ以つ月 領はよ  
き上月 月に  
九の九十九月 領はよ  
十そ十九十九月 よ最振  
九れ九日 二十十九日 る低替  
九ぞ円 日も額口  
九れ九日 の面座  
と金簿